

令和3年12月2日

学生 各位
教職員 各位

危機管理委員会委員長

冬期休業期間における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

教務委員会委員長からの依頼及び提案に基づき、冬期休業期間における新型コロナウイルス感染症対策については、以下のとおり通知する。

【冬期休業期間における新型コロナウイルス感染症対策】

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が冬期休業期間中に国内で発令されている場合、冬期休業明けの授業再開日から1週間の令和4年1月11日（火）から17日（月）を遠隔授業期間とする。

（なお、発令が出されなかった場合は、通常どおり授業を行います。）

ただし、授業担当教員の判断により対面授業での開講を可とする。（※）

また、冬期休業期間中に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置対象地域に移動した者は、必ずPCR検査を受けることの協力依頼を行う。

※授業の到達目標を達成する上で、対面授業にて開講する必要がある科目があることから、授業の開講方法が実技、実験、実習、講義・実技の科目については、対面で開講することとする。ただし、令和3年10月1日通知の「令和3年度後期の授業実施に係る方針について」に基づき、必要な学生間の距離（2m）を確保し、3密を避けた上で開講する。

【PCR検査の受検体制】

授業再開時に学内でクラスター等を予防し、学生の安心・安全を確保するためには、学生が対面授業を受けるまでにPCR検査を受検し、自身が陰性であることを確認した上で受講する環境が必要であるため、「令和3年度後期の授業実施に係る方針について」に基づき、緊急事態宣言地域またはまん延防止等重点措置地域に移動した学生に対して、PCR検査受検の協力依頼を行う。

また、PCR検査の受検結果が出ていない者が、対面授業を受講する場合は、授業担当教員の判断により、見学等の対応をとることとする。